

秋田市雄和ふるさと温泉条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

## 秋田市条例第 6 号

### 秋田市雄和ふるさと温泉条例の一部を改正する条例

秋田市雄和ふるさと温泉条例（平成16年秋田市条例第97号）の一部を次のように改正する。

別表の表中「5,452円」を「11,500円」に、「3,685円」を「7,770円」に、「4,809円」を「7,213円」に、「400円」を「600円」に、「243円」を「364円」に、「500円」を「750円」に、「250円」を「375円」に、「801円」を「1,201円」に改め、同表の備考の 1 中「5,000円」を「7,500円」に、「2,500円」を「3,750円」に、「10,000円」を「15,000円」に、「15,000円」を「22,500円」に、「7,500円」を「11,250円」に改め、同表の備考の 6 中「801円」を「1,201円」に改め、同表の備考の 8 中「325円」を「487円」に、「534円」を「801円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 改正後の秋田市雄和ふるさと温泉条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。